

国会議員への質問要請項目～TPP 日米事前協議等をめぐって～

TPP 参加交渉からの即時脱退を求める大学教員の会

1. 「事前協議」と呼ばれる交渉の全体像について

米国 USTR が発表した資料（2013 年 4 月 12 日）によれば、「日米での TPP 二国間協議は、2011 年 11 月の日本の協議参加表明を受けて、2012 年 2 月に始まった」とされている。

しかし日本政府は国内向けには、2011 年 11 月時点では、野田首相（当時）が「国民的議論を経て交渉参加を判断する」と述べている。またその後、日本政府は一貫して「米国との事前協議は行っていない」との見解を示してきた。これは米国側の認識と大きく異なっている。

この不一致は、現在の事前協議内容やその発表内容を議論するにあたり大変重要な問題である。以下の点を質していただきたい。

- ① USTR は、日米での TPP 二国間協議は 2012 年 2 月に始まったとしているが、本当はいつから始まったのか。
- ② 米国の言うとおりに 2012 年 2 月に始まったのだとすれば、その時点から 4 月 12 日までの国内向けの「事前協議をしていない」という説明は嘘だったということか。
- ③ またこれまでの二国間協議のテーマは何で、どのような頻度で行なわれてきたのか。
- ④ 米国の言うとおりに 2012 年 2 月に始まったのだとしても、その結果は、2013 年 4 月 12 日までの間、何の発表もされていない。この際、事前協議の結果を遡って公表してもらいたい。
- ⑤ 野田首相（当時）が「国民的議論を経て参加を決定する」といったんはいつおきながら、その責務を果たさないどころか、国内的には「参加表明していない」状態を保ちつつ米国との事前協議を進行させていたのだとしたら、国民に対する大きな裏切りだと考えるが、それについての政府の見解はどうか。

2. 公開文書の不一致について

日本政府は、2013 年 3 月 15 日以降の事前協議内容について、日米両国で確認した「合意文書」は、以下の 2 つとしている。

1. 「日米間の協議結果の確認に関する往復書簡（仮訳）」（平成 25 年 4 月 12 日）（佐々江駐米大使とマランティス USTR 代表代行の書簡）
2. 「自動車貿易 TOR(仮訳）」（平成 25 年 4 月 12 日）

この合意文書を受けて、日本政府は「概要」を、米国 USTR はリリースを出したとされている。しかしこの「概要」と「リリース」内容には大きな隔りがある。以下にその食い違いについて質していただきたい。

- ① 同じ文書に基づいたとされる両国の発表内容が、なぜこのように食い違うのかについて日本政府としての見解は？
- ② 日米両国で、リリース発表前に互いの発表内容を確認したのかどうか。
- ③ 発表後、日本政府は、両国の発表文書の相違いについて、「USTR の発表内容には関知しない」と述べている。しかし TPP のような貿易交渉において、日本側が発表した合意内容と食い違う内容が米国から発表された場合、少なくとも日本政府としては米国に事実関係を確認し、相違点を明らかにし、国民に説明した内容と異なるのであればそうなった理由を説明する義務がある。この点について政府はどう考えているか。

そもそも、協議の相手国が自国と異なる内容を発表したことについて「関知しない」というのでは「合意」とはいえないと考えるが、どうか。

④自動車の分野に関し、日本の「概要」および「米国リリース文書」では、自動車貿易に関する交渉について、TPPと並行して行うこととし、その協議対象事項が記載されている。また米国が輸入車にかかる関税の撤廃時期を最大限遅らせること、およびこれは韓米FTAにおける米国の自動車関税の取り扱いを実質的に上回ることが確認されたとある。

しかし米国文書には、さらに、「輸入自動車特別取扱制度（PHP）の適用台数を2倍以上に引き上げる」こと、「PHPの下で1モデルあたり年間5000台までの輸出が許可される」ことが「日本側から表明された」と記載されている。自動車分野に関して、日米事前協議の実際の合意内容はどのようなものなのか。

⑤保険の分野に関し、米国リリースには、「両政府は公平な競争条件の問題に取り組むことで合意した」と明記されている。また「日本がかんぼ生命の新規商品の承認を当面凍結したと日本が一方的に発表した」と記されている。しかし、日本政府の「概要」にも、「書簡」にもそのような記述はない。保険の分野に関して、日米事前協議の実際の合意内容はどのようなものなのか。

3. 非関税措置に関して

日本政府の「概要」では、日米協議にて議論した非関税障壁は5項目（保険、透明性／貿易円滑化、投資、規格・基準、衛生植物検疫措置等）とされている。しかし「合意文書」および米国発表では、9項目（上記5項目プラス急送便、知的財産権、政府調達、競争政策）が列記されている。また米国リリースでは、各項目についての内容説明がなされているが、日本政府「概要」にはそれがない。これについて以下の点を質していただきたい。

①なぜ日本政府は合意文書とおりの項目を発表しなかったのか。

②日米事前協議での正確な協議項目数、各項目名、および各項目に関する協議内容を明らかにしてほしい。

③非関税措置について、米国文書では「今後も両国の合意により、追加があり得る」とされている。これについて日本政府は同意したのか、また、この文言が追加された経緯・趣旨について日本政府としての説明を求めたい。

4. 日本に課せられた不利な交渉プロセスについて

米国リリース、日本政府「概要」とともに、「TPP交渉と並行して、二国間の協議を進める」と記されている。このことは、TPP交渉が進行している間も、米国は日本の非関税措置についていつでも交渉できるということを意味する。言い換えれば、本来ならTPP交渉全体で合意をつくるべき事項も、全体でうまく合意が得られなければ日米二国間での協議によって獲得できる権利を米国が持つことになる。これについて、以下の点を質していただきたい。

①3月末に出された米国の「非関税障壁報告書」に挙げられている、米国にとっての「日本の非関税障壁」が、今後TPP交渉と並行して行われる非関税障壁交渉として挙げられる可能性を政府はどのように認識しているか。また、日米二国間協議で非関税措置について追加的に議論されることになったことを政府はどのような形で国民に発表する予定か。

②合意文書では、TPP交渉と並行して日米間で取り組む非関税措置は、日本が交渉に参加した時点で始まり、TPP交渉の妥結までに決着させるとされている。非関税措置がカバーする領域は極めて広く、かつ合意文書で挙げられた9項目以外にも追加ができることになれば、その領域はかなり広がる。このことについて、私たちは、TPP交渉との関連の中で数々の非関税措置が米国から「障壁」とされ、撤廃を求められることを懸念しているが、こうした懸念を政府はどのように受け止めているのか。

③そもそも、遅れて交渉に参加した国は、これまでの交渉テキストも事前に見せられず、また文言の修正もできない不利な条件を課されることになっている。安倍首相も記者会見でそのことを認識してい

ると発言した。今後1回ないしは2回の交渉で、政府が守るという「聖域」（農産品5品目）は本当に守られるのか。もしできなかった場合、交渉から撤退するのか。また、交渉に守秘義務がある制約の中で、交渉途中であれこれ交渉内容を持ち出して撤退することが可能と心得ているのか。この点について安倍首相のいう「責任をとる」の具体的な中身は何か。

- ④今後、仮に日本が参加国となった場合、交渉の進展に応じて、どのような情報を国民に対して公開していくのか。また事前に国内のステークホルダーに対し、説明や意見聴取などをどのように行なう計画があるのか。

5. 米国以外との事前交渉内容の情報開示に関して

TPP交渉は、多国間の貿易交渉であり、3月15日の日本の参加表明以降、日本政府は11ヶ国とそれぞれ個別に参加に関して事前協議を進めてきた。

しかし米国以外の国との事前協議の内容については発表されておらず、ただ「承認された」と報じられているだけである。そこで、以下の点を質していただきたい。

- ①TPPは多国間貿易交渉であるにもかかわらず、なぜ米国との事前協議内容しか国民に発表せず、他国との事前協議内容は発表しないのか。
- ②米国以外の10ヶ国との交渉内容を明らかにされたい。これは多国間交渉に参加する前提として、国民にとって知らされるべき重要な問題である。
- ③オーストラリア、ニュージーランド、カナダの3か国は、米国同様、「すべて関税はゼロにする」と発表し、日本にとっては懸念が数多くある。これら3か国との関税問題をめぐる交渉内容について、具体的に説明されたい。
- ④カナダとは自動車の関税をめぐって最後まで交渉が難航したといわれている。カナダ政府と、自動車関税問題をめぐってどのような合意がなされたのか。